

学生 UI ターンインターンシップ等交通費助成金交付要綱

(目的)

第1条 石川県人材確保・定住推進機構（以下「機構」という。）は、県外大学生等の UI ターン就職の促進と県内企業等の人材確保を図るため、県外大学生等を対象として、県内企業等が実施するインターンシップ等への参加及び機構が指定するイベントへの参加に要する交通費に対し助成する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるとおりとする。

(1) 県外大学生等

石川県外の大学院、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校の学生であって、県外に在住する者をいう。

(2) 県内企業等

石川県内に事務所又は事業所を有する事業者であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 労働基準法等の労働関係法令を遵守している企業であること。

イ 雇用保険の適用事業主であること。

ウ 法令に基づき、労働災害保険、健康保険、厚生年金保険に加入する義務があるにもかかわらず加入していない企業でないこと。

エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする企業でないこと。

オ 公序良俗に反する事業を行う企業でないこと。

カ 青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行う企業でないこと。

キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する接待飲食等営業及び性風俗関連特殊営業又はこれらの営業を受託して営業を行う企業でないこと。

ク 企業の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号（以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と関わりのある企業でないこと。

ケ 企業の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）第 4 条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行うおそれのある団体に属している企業でないこと。

コ 破産手続き開始決定、倒産、解散している企業でないこと。

サ 国税及び地方税を滞納していない企業であること。

(3) インターンシップ等

県内企業等が県内の就業場所において実施するキャリア教育及び就業体験であって、次に該当するものをいう。ただし、官公庁が実施するものは対象外とする。

- ア 実施期間が2日以上のものであること。
- イ キャリア形成及び就業体験の機会の提供を目的としたものであること。
- ウ 実施プログラムの内容等を明確に定めたものであること。
- エ 労働関係法令が遵守されたものであること。
- オ 実施プログラムへの参加をもって直ちに採否が決定されるものではないこと。

(助成対象者)

第3条 この助成金の対象者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 県外大学生等であって、「いしかわ就活スマートナビ」に会員登録を行った者。
- (2) 県内企業等が実施するインターンシップ等への参加並びに機構が指定するイベントへの参加のために県外の住所地から県内の目的地までを移動する者。
- (3) 本事業で支援を受ける経費について、インターンシップ等受入先企業、国、市町村その他公的支援機関等から同様の趣旨の支援を別途受けていないこと。
- (4) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団に関与していない者。

(助成対象事業)

第4条 この助成金の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、別表1に掲げるとおりとする。

(交付基準)

第5条 この助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）、助成額及び助成回数は別表2に掲げるとおりとし、助成金の交付は予算の範囲内で行うものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、次の各号に定める期間のいずれか早い日までに、「いしかわ就活スマートナビ」の電子申請フォームから、必要な書類を添えて運営委員長に申請しなければならない。

- (1) 助成対象事業の終了日から起算して1か月以内
 - (2) 助成対象事業の終了日が属する年度の3月31日
- 2 前項の交付申請には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 県外大学生等であることを確認できる書類
 - (2) インターンシップ等参加確認票（別記様式）
 - (3) 振込先口座が分かる書類（通帳の写し等）
 - (4) その他運営委員長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第7条 運営委員長は、前条の規定による助成金の交付申請を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、助成金の交付決定の内容及び交付すべき助成金の額を申請者に通知する。

(助成金の返還)

第8条 運営委員長は、助成金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部の返還を命じることができる。

(1) この助成金交付要綱の規定に違反したとき。

(2) 不正又は虚偽の申請により、助成金の交付決定を受けたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は運営委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 助成対象事業

助成対象事業	<p>下記のいずれかに該当する活動に参加し、そのために県外の住所（居所）地と県内の目的地を移動するもの</p> <p>ア 県内企業等が県内の就業場所において実施するインターンシップ等</p> <p>イ 機構が指定する下記のイベント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いしかわインターンシップ&仕事研究フェス（5月・12月） ・いしかわプレ・インターンシップ
--------	---

別表2 助成対象経費及び助成額等

助成対象経費	別表1に掲げる助成対象事業への参加に際し、県外の住所（居所）地と県内の目的地の移動に要する交通費
助成額	<p>県外の住所（居所）地と県内の目的地の移動に要する交通費の1/2相当額として機構が定める下記の金額（定額）</p> <p>ア 10,000円・・・北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県</p> <p>イ 9,000円・・・新潟県、三重県、和歌山県</p> <p>ウ 8,000円・・・愛知県、大阪府、兵庫県</p> <p>エ 7,000円・・・長野県、岐阜県、奈良県</p> <p>オ 6,000円・・・滋賀県、京都府</p> <p>カ 3,000円・・・福井県</p> <p>キ 2,000円・・・富山県</p>
助成回数	1人につき、年度内2回まで申請可能

(別記様式)

インターンシップ等参加確認票

参加学生【参加学生本人が記入】

氏名	
学校名	
学部・学科等	

インターンシップ等受入企業等の証明【受入企業等が記入】

受入企業等の名称	
インターンシップ等 県内での実施場所 (所在地)	〒
実施期間 ※2日以上の実施が必要	年 月 日 ~ 年 月 日
<input type="checkbox"/> 確認欄	当社は労働関係法令等を遵守するなど、学生 UI ターンインターンシップ等交通費助成金 交付要綱第2条第2項に該当する県内企業等であることに相違ありません。 (確認欄にチェックをお願いします。)
上記学生がインターンシップ等に参加したことを証します。 年 月 日 所在地 企業等名 部 署 電話番号 事務担当者職・氏名 (自署)	

石川県人材確保・定住推進機構から企業等の皆様へのお願い

- ・この確認票は、石川県人材確保・定住推進機構が県外学生に対し、インターンシップ等への参加に要した交通費を助成するための必要書類として、貴社を訪問したことを確認するものとして使用します。
- ・学生がこの確認票を持参した場合は、太枠内の記載及び証明に御協力ください。
- ・官公庁のインターンシップ等は本助成の対象外です。
- ・事実確認のため、石川県人材確保・定住推進機構から事務担当者様に連絡をさせていただく場合がありますので、御了承ください。



学生 UI ターンインターンシップ等交通費助成金交付要綱はこちら ▶

本様式に関する問い合わせ先
石川県人材確保・定住推進機構(ジョブカフェ石川)
TEL:076-235-4535
Mail:internship@jobcafe-ishikawa.jp